

住まいの安心 Happy サポートサービス Living Suppor





24時間365日





22ヶ国語 外国語 対応いたします。





































Home Emergency Assistance in English is available 24 hours

24小时紧急故障支援中心有中文服务。 24小時緊急故障支援中心有中文服務。

24시당 건급인전책임서비스 한국어 대응 가능합니다. ใหม่จักรดวยภาษาไทย ทุกรับ ตอด 24 ชั่วใหม่ โดยใหม่รับหยุด O Serviço de Assistência de Emergência em português está disponível 24 horas por dia. El Servicio de Asistencia para Emergencias en español está disponible las 24 horas. Nous intervenors chez vous rapidement pour des probl mes urgents dans votre chambre 24h sur 24, cest un service en fran ais

Cung cấp dịch vụ xử lý các trưởng hợp rắc rối về phòng ốc trong thời gian 24/24 bằng tiếng Việt. Поддержка в чрезвычайной ситуации на дому доступна на русском языке 24часа. Tersedia layanan bantuan di rumah selama 24 jam dalam Bahasa Indonesia.

Servizio di assistenza per emergenze nella vostra abitazione disponibile in italiano 24 ore su 24

Häuslicher Notfalldienst rund um die Uhr. Kung meron po kayong magkakaron ng problema sa lugar nyo pwede ko po kayong tulungan sa tagalog language for 24hours. कोठा भित्रको कुनै पनि समस्या तपाईलाई 🏿 भने हामी नेपाली भाषामै २४ घन्टानै तपाईको समस्या समाधान गर्नसक्छौ

22ヶ国語で通訳できます。Interpretation is available in 22 languages.

English / Chinese / Korean / Thai / Portuguese / Spanish / Nepali / French / Vietnamese / Russian / Indonesian / Italian / German / Tagalog / Malay / Myanmar / Khmer / Mongolian / Sinhala / Hindi / Bengali / Urdu

手話対応も 可能です



左図の二次元バーコードより、手話対応のご利用方法をご案内しています。 【手話対応時間】8:00~21:00 ※安心サービスのみ



お部屋にまつわる 様々なトラブルに24時間

●ご利用・お問合せ(24時間365日受付)

ൽ 0120-886-388

音声ガイダンスに従い、WEBまたはオペレータ 通話いずれかの受付方法をお選びください。

Please call 0120-886-388



地域、天候および作業内容により、スタッフがすぐに出動できない場合や、お客様宅へ到着するまでに時間を要する場合もございます。

※1次対応とは、部品を必要としない60分以内の簡単な修理を指します。※建物共有部分(エントランスなど)のトラブル、災害や気候を原因とするトラブルはサービス対象外になります。

水まわりのトラブル駆付け



「蛇口の水漏れ」などのトラブルに 応急対応いたします。



駆付け・1次対応

ご利用の際の注意事項

原因箇所が共用部分に及ぶ場合、簡 単な修理を超える工事・部品を必要と する場合は、別途で相談のうえ2次対応 を承ります。※但し、管理会社、オ・ 様へのご了承を得ていただく場合が ございます。●詳しくは「ハッピーリビ ングサポート」カスタマーセンターへ お問い合わせください。



玄関鍵のトラブル駆付け

トラブル発生率 文

玄関鍵の紛失等の時に開錠作業を いたします。



5,000円

開錠作業時には、現住所記載の公的 顔写真入り身分証明書にて本人確

※本人確認できない場合は、警察・管理 会社などの立ち合いが必要になります。

ご利用の際の注意事項

●共用部分(エントランスなど)はサー ビス対象外です。●特殊開錠作業や部 品交換が必要になった場合の費用はお 客様負担となります。●詳しくは「ハッ ピーリビングサポート カスタマーセン ターへお問い合わせください。



🎦 ガラスのトラブル駆付け



急なご要望にもサービススタッフが 駆付けます。



ガラス交換サービス (利用期間中1回) 30,000円分まで

ご利用の際の注意事項

●ガラス交換サービスについては、保 険金充当が優先されますので、詳しく は「ハッピーリビングサポート」カスタ マーセンターへご確認ください。●特 殊ガラスの交換には、日数をいただく 場合があります。●詳しくは「ハッ ピーリビングサポート|カスタマーセ ンターへお問い合わせください。



電気のトラブル駆付け



「ブレーカーが落ちた」などの トラブルに応急対応いたします。



ご利用の際の注意事項

●トラブル内容によっては、直接電力 会社、メーカー対応となる場合があ り、その場合の費用はお客様負担とな ります。●吹き抜け等の高所作業にか かる足場の料金はお客様負担となり ます。●詳しくは「ハッピーリビングサ ート]カスタマーセンターへお問い 合わせください。



2 ガス器具のトラブル駆付け



「コンロが点火しない」などの トラブルに応急対応いたします。



ご利用の際の注意事項

トラブル内容によっては、ガス会社、 -カー対応となる場合があり、その 場合の費用はお客様負担となります。 ●詳しくは「ハッピーリビングサポート」 カスタマーセンターへお問い合わ せください。



建具のトラブル駆付け

トラブル発生率

「ドアの閉まりが悪い」などの トラブルに応急対応いたします。



ご利用の際の注意事項

原因箇所が共用部分に及ぶ場合、 簡単な修理を超える工事・特殊部品を 必要とする場合は、別途ご相談のうえ 2次対応を承ります。※但し、管理会社、 オーナー様へのご了承を得て頂く場 合がございます。詳しくは「ハッピーリ ビングサポート」カスタマーセンター へお問い合わせください。



自転車修理補助金サービス

お問合せ

●ご利用 TEL 092-532-4010 (平日9:00~18:00)



万が一の時でも自転車の修理代をバックアップ

自転車修理補助金 限

久しぶりに自転車に乗ったらパンクしてしまっていた…!チェーンが外れてし まった!よくある自転車トラブル (パンク・チェーン外れ・鍵故障)に自転車修 理補助金(上限2,000円まで)を1回バックアップいたします。

再入居費用サポートサービス

お問合せ

●ご利用 TEL 092-532-4010 (平日9:00~18:00)



空き巣被害等、万が一の時

お見舞金

もし自分の部屋が空き巣被害に遭ったら!同じ部屋に住み続けるのは嫌ですよね。 通常は引越し費用や敷金・礼金が入居者様負担となっているのが現状です。入居 者様の費用負担を少しでも軽減するため、お見舞金10万円を1回 バックアップ いたします。

生活相談ダイヤル

生活の中で発生する トラブルについて 年3回まで 無料で相談できます。

●ご利用・お問合せ(24時間365日受付)

ൽ 0120-886-388

パソコン基本操作



「パソコンの機能や使用方法がよ く分からない」「パソコン用語が分 からない」・・・パソコンに関する分 からないことはお気軽にお電話く ださい。専門スタッフがアドバイス いたします。

マタニティ・育児相談



「初めての出産で不安…」「育児 が大変で…」楽しいこと、嬉しいこ ともあるけれど、子供(命)を育て るのはすごく大変なことでもあり ます。悩んだ時はお気軽にお電話 ください。相談員がお応えします。

ペット相談



愛する家族の一員だから大切にし たい!犬のしつけ・ケアの仕方、健 康管理など、獣医さんには聞きづ らい小さなことでもご相談くださ い。専門スタッフが丁寧にアドバ イ スいたします。〈※予約制〉

@ 健康相談



「メタボリックが心配で…」 他人には ちょっと話しづらい…でも電話なら気 軽に相談できるのでは?1

健康に関するお悩みがある時は、ご相 談ください。相談員がお応えします。

🍙 医療相談



「セカンドオピニオンについて相 談したい…」「専門用語が多くて よく分からない…」そんな医療に ついてのちょっとした疑問から不 安な事に、相談員が丁寧にお応え します。〈※予約制〉

🍙 メンタルケア相談



「仕事での人間関係での悩みがあって …」、「将来に対して不安がある」、 「誰かに話を聞いてもらいたいだけだ けど…」。様々な心の悩み 相談に専門 スタッフがアドバイスいたします。

オンライン診療



「すぐに診察してもらいたい」「早 く薬を受け取りたい」等のご要望に 全国3500以上の提携医師が24時 ---間365日オンライン診察いたしま す。健康保険証やこども医療証が適 用できます。

@ 食生活相談



「カロリー計算について知りた い!」「食生活を見直したいのだけ ど…」生活の基本となる「食事」 についてのご相談があればお電 話ください。専門スタッフがアド バイスいたします。

1 相続相談



「相続税について知りたい」「生前 相続対策について聞いてみたい」 複雑な問題について、分からない ことがあればお電話ください。専 す。〈※予約制〉

年金•税金相談



安心な暮らしのために知っておき たい。複雑な年金や税金について 相談したい…。大切な年金や各種 税金について、相談員がお応えしま す。〈※予約制〉

夜間•休日医療機関紹介



「夜間に子供が発熱…」「近隣で 対応できる病院を教えてくださ い。」夜間・休日の医療機関につ いてのご相談はお電話ください。 相談員がお応えします。

介護相談



初めて介護に直面したとき…誰も が不安です。介護に関する知識 や、煩雑な各種手続きについて 等、介護に関しての悩みはお気軽 にお電話ください。相談員がお応 えします。〈※予約制〉

生活便利サービス

身のまわりの "あったらいいな"の サポートプログラムを ご用意しました。

●ご利用・お問合せ(24時間365日受付)

o 0120-886-388

※生活便利サービスは、エリアによってはご希望に添えない場合がございます。
※具体的なサービス利用につきましては、専門会社の利用規約ないし、利用条件に従ってください。





**** 手配** プロのハウスクリーニング



「お部屋の掃除をプロに頼みたい!」

フローリングのワックス掛けや換気 扇掃除など、掃除のプロが徹底的に 対応します。

10%0FF

手配 出張パソコンサポート



「インターネットが接続できない…」 専門スタッフがご自宅まで伺い、パ ソコントラブルにアドバイスいたし ます。

10%0FF

手配 宅配クリーニング



「忙しくてクリーニング店に行けない」 ご自宅まで引取りに伺い、クリーニン グしてお返しします。シミぬきや衣類 のケアもご相談ください。

特別価格 特 典

新手配 管球交換



「天井の蛍光灯交換が大変で…」

ロフトの上の電球に手が届かな い、交換の仕方が分からない、など の電球交換に対応いたします。

特別価格 特 典

手配 エアコンのクリーニング



「プロの手により徹底洗浄!!

自分ではお掃除できないエアコン ◆ 内部の溜まったホコリ除去など、エ アコンのクリーニングを行います。

特 典 詳細はご相談ください

取次 福祉・介護用品レンタル・販売



「車椅子を借りたいのだけど…」 「車椅子を借りたい…」「介護用品の相談をした い…」そんな時は、お電話ください。専門会社が 様々な介護用品を取り揃えて、対応いたします。

特 詳細はご相談ください







家事代行

特別価格





紹介

網戸の張替え





宅配食







上記の他にもご紹介や取次のできるサービスがございます。

Wサービス内容の詳細は、ハッピーリビングサポートカスタマーセンターに必ずお問合せください。

快適サービス

140万件を超える多彩なメニューから、 お好きなものをご利用になれます。 下記以外にも、多数の魅力的なメニューをご用意しております。



日常生活はもちろん、お仕事帰りのフィットネス、仲間たちとの食事、休日の映画鑑賞やご家族と共に過ごすレジャー、 人生のイベントなど・・・毎日の生活がおトクで楽しくなる会員特典満載!



あなた好みの旅にカスタム してみませんか?



行きたい、観たい、聴きたい そんな時にチェック



おすすめ情報満載!



日々のご飯、記念の食事会、 久々の飲み会・・・情報満載!



あなたのハッピーライフを サポートします



気になる体の不調から病後 小さな家族と快適に暮らす のケアまで役立つ情報を



あなたの毎日をサポート

会員特典の一例

ベネ・ステ経由でさらにお得!

JTB [Web申込み専用プラン] 【国内】国内ダイナミックパッケージ 旅行代金の3%相当のベネポプレゼント



ほかにも



店内飲食の

10%0FF

ピザハット



-ポンでセットや 割引商品の

レストラン庄屋



店内ご飲食と お持ち帰り

全品10%OFF

₩ 松屋

→ 松屋

【期間限定】 会員証クーポンで イートイン・テイクアウト 牛めし各種各サイズ

50円0FF

※ 定食屋百菜 旬



クーポンで 店内ご飲食と お持ち帰り

全品10%OFF

🗑 オンデーズ



総額からさらに

5%**OFF**



Web申込で タイアップ会員登録 で、購入金額から

10%0FF

😡 カラオケ ビッグエコー



会員証で 一般料金より 室料

30%0FFほか

🗑 コクミンドラッグ



会員証クーポンで 1000円以上 お買い上げで

1品20%OFF

1000用0FF 🗑 こども写真館スタジオマリオ



【即時受取】 デジタルチケットで 撮影基本料

会員証クーポンで

メガネ・サングラス

50%0FF

でもみんグループ



【決済後即時受取】 デジタルクーポンコードで

利用チケット1100m→880m

chocoZAP



Web申込で

初期費用5000円→無料

快適サービスのご利用には、アプリのダウンロードが必要です。

登録は簡単3ステップ

まずはアプリを ダウンロード









アプリを開いて「新規登録」をタップ しご入居者様のフリガナと契約時に 通知いただいている携帯番号をご 入力ください。

※大事なお知らせもありますので、プッシュ 通知は必ず【許可】設定をお願いします。

電話番号認証& ログイン情報設定



電話番号宛にSMSで認証コード が届きますので6桁の数字をご入 力ください。その後ご契約中の物 件名を確認し、メールアドレスとパ スワード設定してください。

メール認証



登録したメールアドレス宛に確認 メールが届きますので記載されて いるURLを開き、登録完了画面を ご確認ください。

3

ログイン



アプリを開き直し、設定したメール アドレスとパスワードを入力して、 ログインしてください。

お部屋のトラブル解決マニュアル

よくある症状と解決方法です。お問合せの前にまず、ご確認ください。

※建物共有部のトラブル、災害や気候を原因とするトラブルはサービス対象外になります。



お湯が出ない



- ①ガス給湯器ご利用の場合、 ガス会社への開栓手続はお済みですか? ※ガスのマイコンメーターが点滅して遮断装置が稼働していませんか?
- ②電気温水器ご利用の場合、 タンクのお湯を使い切っていませんか? (深夜電力でお湯を溜めるタイプは翌朝にならないと給湯できません)
- ③主電源(ブレーカー)の入り切りを お試しになられましたか?



- ①ガス会社への開栓手続はお済みですか?
- ②ガス料金のお支払い漏れはございませんか?
- ③ガスレンジの電池は切れていませんか?
- ④ガスの元栓は開いていますか?
- ⑤ 万徳はずれていませんか?
- ⑥着火口にゴミは付着していませんか?
- ①マイコンメーターが点滅して遮断装置が 稼働していませんか?
 - ※マイコンメーターの操作方法につきましては、 ご利用ガス会社様のホームページをご参照ください。



スイッチが押せない チャイルドロックが掛かったままになっていませんか?



IHコンロが作動しない

...

IH対応の調理器具を使用していますか? ※IH対応器具でなければ作動しません。





電気がつかない



- ①電力会社への開诵手続は お済みですか?
- ②電気料金のお支払い漏れはございませんか?
- ③ブレーカー(子ブレーカー)が 落ちていませんか?
- ④電球が切れていませんか?
- ⑤点灯管(グロー球)が切れていませんか?

トラブルが起きたら よくある症状と









- ①ブレーカーを全て落として(切って) 再度上げても改善されませんか?
- ※ブレーカーを上げる手順:メインブレーカー(アンペアブレ-漏電ブレーカー ⇒ 子ブレーカー
- ②家電製品のコンセントをすべて抜いても 改善されませんか?
 - (家電製品の漏電・ショートが原因である場合があります。)





- ①B-CAS(ビーキャスカード)はテレビに 挿入されていますか?
- ②配線、電源コンセントが抜けていませんか? ③チャンネル設定はお済みですか? ※本サービスはテレビ本体故障には対応しておりません。



- ①エアコン室内機の電源コンセント 抜き差しやブレーカーの 上げ下げなどによる リセット作業を行っても改善されませんか?
- ②リモコンでの運転切替(冷房・暖房・ ドライなど)は正しく選択されていますか?
- ③室外機の周辺に物を立てかけたり



- ①リモコンの電池が切れて いませんか?
- ②本体のコンセントが抜けて いませんか?



窓を少し開けても改善されませんか?

※気容性の高い建物では、室内を締め切ってエアコンを 使用すると異音が発生することがあります。





- ①水道局への確認連絡はお済みですか?
- ②水道料金のお支払い漏れは ございませんか?
- ③元栓は開けていますか?
- ※物件全体での断水はサービス対象外となります。



※長期間使用していない排水□の場合、

封水切れの可能性があります。



トイレタンク内に洗浄剤や節水のため ペットボトルをいれていませんか?

※タンク内の部品が洗浄剤やペットボトルに干渉し 水が止まらなくなる事があるため、それらを除去 する事により症状が解消する可能性があります。



窓を少し開ける、または換気扇を 止めても改善されませんか?

※気密性の高い建物では、室内を締め切って 換気をすると鍵(サムターン)を 回しづらいことがあります。

第1章 総則

ーハウス株式会社(以下「当社 という)が、株式会社シード・コ ボレーション(以下「運営会社」という)と連携して提供する「ハッピーリピングサボート」 (以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する規約(以下「利用規約」という) を定めるものです

3日担約は「民法548条の2第1項に定める定制約款に該当」。利用提約に定める 2. 村内海外は、民立から8分(2)章 (村に上がりた星が前に楽した)和海が上走砂を 事業以、経済情争で的総裁の事情の変化でもの他当らかました。 者は、民法4台条の4の定型診察の変更の規定に基づいて変更するものとします。 3. 前国による利用教の変更は、変更の利用教定の内容を、当社ホームイージ、店 顕表示、その他相当の方法で必要し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期限を経 過火におから進行されるからにします。

4.利用者は、利用規約の内容に同意したうえで本サービスへの入会を行ったものとし、 利用規約の内容に同意したうえで本サービスの利用をするものとします。

利用競争の内部に同意した之で本サービムの利用ですのでいたしない。 第2条(定額) 1. 「利用者」とは、当社が指定をし、重常会社が利用を承認した者信息」と言います。な お、遺宮会社の承認は当地から利用者の個別、情報等を受領することにより行うことと とす。また、利用機物の利用者のの開発は当地が行います。 2. 「ウービス対象物件」とは、利用者があまり一ビスの選択を受ける住居として当社が指 定した住居といいます。サービス対象物件は、急信と、再記を表して当社が指 ないた住居といいます。サービスを持ちれるのは毎月部室向に限のと高いません。 3. 利用者には「利用者」とは、利用者」とは、人は、利用者 は、法人が本 サービスの対象物件を社で乗り上で利用することを目的に選合会社、か且人名様で本 サービスの中級人が出て当ない。日本は、日本の他の提出を対します。「法人利用 者はあるかいる当社から指定があり、選覧会会社が利用を承認した者(個人)(以下「サービス対象者という)に関います。 間の化成パケリ協人がから、こく、こく、おいまする場合は、いまする場合は、以下サービス対象者というに関います。 まずはあるがいめませいうに関います。 第3条(集ケービスの利用及り種類) 1. 利用者は、利用規則、これに関連する諸規値、適當会社が発行するパンフレット等の 起数が何というに関います。 ができます。 と、サービスを利用をできるものとします。但し、利用 と、サービスを利用できるものとします。但し、利用

2. サービス対象者も利用者と同様にホサービスを利用できるものとします。但し、利用 規制等に制御の変かある場合はこの限りではおり建せん。 3. 利用者は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象 者に利用規制等を自らかのとせる。 4. 利用者及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、選定会社が必要と判断 する利用者より、以サービス対象者が本サービスを利用する場合、選定会社が必要と判断 者を指することが、サービス対象者が本サービスを利用する場合、選定会社が必要と判断 者とはよっては終写集付きの公が機関発行の延用策(但し、延用第に登録されている住 所が太サービスが影響が将び他かと「ないること」の表示が必要です。 5. 本サービスの個々の内容、利用方法や利用制御等は、当社が紹介します。 6. 無常数が、は本持ちの利用者は、連携事を結晶をサービスにてオサービスの利用が 可能です。利用可認時間は午前日時かと午後の時までです。詳しくはパンフレットの条内 マ象とするドイスは

X省でに取り、は、 新名(議選茶止) 利用者及びサービス対象者は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、賃権の設定、その 他の担保に関することはできません。 第5条(本サービスの利用料金)

. 利用者は、本サービスの利用にかかる当社所定の金額を当社に支払うこととしま す。また、利用停止希望日の1カ月前に申し出がない場合、1カ月分の利用料金を支払

こととします。 利用者が当社への支払いを滞っている期間は、利用者及びサービス対象者は本

2. 利用者のショイ・ハナムいとゆっている時間は、利用者及びサービ人有資素は本 サービスは受けたほせん。 期急後、セナービス有効開間。 1. 本サービス有効開間。 1. 本サービス有効開間。 1. 本サービス有効開間。 1. 本サービスを対します。ただし、利用者が利用停止・設置日の1カ月前に申し出ることを条件 とする、遺霊会仕への動助は、当社が行います。 2. 利用者が居住している住居がサービス対象物件でなくなった場合はその日をもって、ホサービス有効開助は条打します。 1. 利用者(本来においてザービス対象者)を含むりは、連絡先等当社又は遺霊会社に 届出している内容以下「登録情報という」に変更があった場合は、遺産会社所定の方 活で書やいた変更を持たをしても、重要をは対面の名間任という。 2. 前項の形定において、変更手続きの不履行や資源としたよる登録情報の不備で、利 用者が不利益を始えたしても、重要をは対面の名間任という。 第388(同日者解核の原題) 利用者は、登録物報に変更がある場合にその園出を行わなかった時は、本サービス を受けられない場合があります。 第388(同日者解核の原題) 利用者(本条において、サービス対象者)を含む)が次のいずれがに終当した場合。 金社は利用者に考慮ないてサービス対象者)を含む)が次のいずれがに終当した場合。 (2) 利用数がいてサービス対象者がある場合にその園出を行りなからた場合。 (2) 利用数がいてサービス対象者が必然があります。 第388(日日者解析の原題) (3) 不要の前い合わせや悪質な場からせ等で、よサービス業所に支険を含たした場合 (4) その後、高速会社が利用者として予選格と判断した場合

(3) 不安人(4) ではアンドラス(4) かいて、大学が、大学でもたいた場合 (4) での他、選売が利用者として予酷化と判断した場合 第3条(反社会的勢力の排除) 1. 利用者(本条においてザーヒス対象者)を含むし、現在、次の何れにも該当しない こと、目の料料にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力間

)特殊知能暴力集団等

(7)特殊知愿事乃集団等 (8)その他(1)~(7)に率するもの。 2) 利用者が削削に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、運営会社は利用 者に別して、当該事項に関する場合を求めることができ、運営会社がその場合を求めた 場合、利用者は認要会社に対し、信封が取削同い保管を受起するものとします。 3. 運営会社は利用者が未来第1項の規定に進度している疑いがあると認めた場合に は、利用規則に置きるイメサービスの利用を一場的に停止することができ、この場合、利 用者は、運営会社が利用用限を認めるまでの間、オサービスの利用ができないものとし ます。また、サービスの開始は、本条目の何日かに送当することが中間、ために は、利用者は、即限の特益を失い、運営会社に対する一切の未出機能を直払に支払うち のします。Zの機会、運会会社は対する一切の未出機能を直払に支払うち のします。Zの機会、運会会社は対する一切の未出機能を直払に支払うち

・プーエ、人の家がロアハムロー ・本サービス開始 ・利用者の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、 家族構成、ヘットの保有の有無、車の保有の有無

・サービス対象制作の特室 ・サービス対象制作の創作タイプ ・サービス対象制作が賃貸租契約の場合で、本サービス申込者(利用者)と賃貸租契約 者と所属なる場合は賃貸租契約者の契約者氏名、賃貸租契約者任所、賃貸租契約者 物件名、賃貸借契約者号重、その他選電会社が必要と判断した事項等 利用者等場合 (3)利用者は、選官会社が、本サービスの置常に関する目的のために、利用者等場人情 報告と書談委託先、提供及入びサービスが保全社(以下)提供することとあらかしか問意するものとします。 (4)利用者は、運営会社が次の場合において利用者個人情報を利用することにあらか じめ問意するものとします。

。 ・ティング活動、新たな商品開発、もしくは改善等に役だてるた

レジルは、サイジ・CLンシャ、 (東サービスの他、マーケィイング活動、新たな商品開発、もしくは改善等に役だてるための各種アンケーの支援 のの名様アンケーの支援 ではサービスの実施部行あたり運営会社は第三者に実務を委託する場合があり、こ の場合業務部行に必要な範囲で、提供会社への利用指導の個人情報の提供 (別人又は公共の安全を守るから、別窓に際の必要を対かるとご鑑賞会社が判断し

ービスの運営維持のため、又は運営会社の権利又は財産保護等に必要不可欠

⑤申込承認作業および本サービスの提供ならびに問合せ対応のため ⑥本サービスに関する情報を通知するため ⑦邇営会社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため

③潔会社及び提供会社が7分宣伝物の設付、電子メール等の営業集内のため 値本サービスの本族の4倍物な位職が サービスを設備しては利用者のため、提供会社との間で放大きをする場合 ②その他、潔金社が利用者のため、2000を2000を1000では「おしている。 (5)当人料用者は、その形任において、サービス対象者から、前三年の間度を名ものとします。 (5)当然会社は、利用者をはその代理、メルウ・よ人の個人、用用者等個人情報の利用の停止、消去、第二者 的の遺物を求めたれた場合又は本人の利用者等個人情報の利用の停止、消去、第二者

の提供の停止を求められた場合は、運営会社の定める所定の手続きに従ってこれに

ないることとします。 (7)運営会社への個人情報の提供は任意によるものですが、運営会社が必要と3 る個人情報をご提出いただけない場合、運営会社が提供するサービスをご利用

けない場合があります。 (8)利用者より提供があり運営会社が取得した個人情報は、本人の同意を得ることなく 第三者へ提供することはありません。但し、本項4号に定める場合又は警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第11条(免責) 1. 運営会社は、利用者(本条において「サービス対象者」を含む)が本サービスの利用に よって生じた利用者の損害(他者との間で生じたトラブル等に返因する損害等を含む) 等について、運営会社に故意・重大過失がある場合を除き、如何なる責任も一切負しま

..。 .利用者がその利用期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生

等に関する場合も前身に同様とします。 3. 本条第1項及び前項の規定にかかわらず、適當会社の重過失によって生じた損害であっても、利用規約等の適反等、利用者の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、適當会社はその責めを残れるらいとます。 4. 利用者は本ケービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や諸設定が適応する方を

。 等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒

6. 通常会社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒 落または中止する場合があります。 第12条(内容の変更・サービス提供の中止) 運営会社は、目的会計に必要を対象してもの他必要に応じて、利用者の承諾又は利用者への事前急如なく内容を変更し、サービスの建使の一部又は全部を中止できるものとします。また以下の場合は本サービスの提供を中断することができるもらのとします。

さるものとします。 (1) 天災除変(火災、地震、風水害、茶雷、公害、塩害等を含むがこれらに限られない)、 戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他の不可抗力 (2)システムμ障・停電 (3) 本サービスに係わるシステムの定期的又は緊急に行う保守・点検

(ロ)より下に人が正常イッノン、ムン(足対ロリストロを)はいっていいで、(4)その他予選できない事態 第13条(万種可能性) 利用規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法合等により 無効または続行不能と判断された場合であっても、利用規約等の残りの規定または残 無効素には終行小能と判断された場合であっても、利用規約等の残りの規定または残りの部分はその影響を受けず有効とします。 第14条(管轄裁判所) 利用規則等に認い法かの必要性分生した場合は、訴頼に応じて、福岡簡易裁判所又は 福岡地方裁判所をもって第一審専風的合意管轄裁判所とします。

第2章 安心サービス

第15条(服付サービス) 1. 利用者(信息家において「サービス対象者」を含む)は、次の各号のトラブルが生 じたとさ本サービス専用電話番号を利用し24時間365日第急駆付のサービス(以 下駆付サービス)という)を依頼することができます。なお、地域やご依頼の作業 内容、天候状況によっては温雪会社サービススタッフがすぐに出動できない場合 サ、サービス対象が作り到音するまでに時間を要する場合がありますことを予め ご承諾いただきます。 (1)銀四船セツは地球無益のコービス)

(1)鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブル (2)水まわりのトラブロ

級である。6円未永には前が3 の語彙点なが"モベスペンジン人数がスルエい場合で 「二次部位け事業といい、その費用は終サービスを申し込む方列商子が目前するもの とします。なる。線盤を行う場合は、利用者は真足、又は賃貸杯で達入に割仕的水匙を得 たった了で温室会社サービスを結婚するものとします。 4、施付サービス(特に玄関線の所能)を利用者が投ぐる場合、次の提示が必要となります。 自動車車種が乗り、は様子真付きの公開機関が「企業開催」(記述可能と登録され

自動車通轨免許、人は脳外身限可を少な1分間が開発11ツ級7面と12か、1877日と22年 になる任所がより上く力象無常件を起と一致していること) 5 宿泊補助金サービス(以下宿泊補助金という)は、鍵の樹失若しくは故障等、鍵のトラ ブルにおいての駆けサービス(以下宿泊補助金として)は、建の樹失若したは故障等、鍵のトラ 大場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大5、000円までを給付数します。

「クォョロッホート* □宿泊補助金は、本サービスの有効期間の間1回の利用に限る(2回目以降は対象外)

(協品海峡底は、ボアービスの有効制限の時間に切利用に限る(2回は東は耳袋が) は利用高油路板の発名。日付入りの領域の産者、利用高油能の設置手模者「エックア か)を行た。翌日から選客会社が客乗口以内に運客会社へ提出すること (3室舎会社所変の制助金申粛用馬は、利用宿泊路板の選手手機(チェックアウト)を 行った翌日から選客会社の業年以内に運客会社、提出すること (3室舎会社が上スタッフが一次配付を行った場合 (3室舎会社が上スタッフが一次配付を行った場合 (3運舎会社が一名は制助金給付券であると単版にた時は、運客会社は利用者本人 名楽の全社が着切に利用すべる合理的が開始があること (2)置客会社が、高さ機制物と総付券であると単版にた時は、運客会社は利用者本人 名楽の全難機関口原に運客会社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金をお 様は込むします。

名類の金融機関口原に運営会社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金をお扱込券以ます。 6. ガラス次巻サービス(以下バラス交換)というりは、ガラスの破掛トラブルにおいて の銀付サービス制に、ガラス南の有部島を受か発生した場合。民等有非品を大かかの毎用を書大名。0.00回分まで運営会社が毎担駅します。なお「有料品及の関 とは、諸間したプラスを同等のガラスに交換することをいいます。また。30、0回の 超える運動が発生した場合、差配分は、運営会社が指定する先に利用者が現金にて支 はるくさとがよる。

37日ことしより。 (1)利用条件 1)通常会社がガラス交換の対象であると判断した場合 2)ガラス交換は、本サービス有効期間の間1回の利用に限 3)他保険会社等より当該事故による保険金等の支払いが 用に限る(2回日以降は対象/ ※回200年の成立なから/回200年の小の日本原本サンスはい7年27は公にく「経済政治等から支払い方ならないことを置き込みが確認するため、利用用者が加入していことを置き込みが確認するため、利用用者が加入していません。 財政級の契約内容等を、利用者自ら支添べの上置安社へ必ずお助かせ下さい。 の言葉会社所での動物車中用用係を、返当日を含め運発を計画光へ運営会社の営業日以内に提出するごと 業日以内に提出するごと (3.4条号)。(3.0条号)。(3.

30年から30分(権助が)連高者は44のいくのとないでも22分 適盟省会社サービススタップが一次駆付を行った場合 30選省会社サービススタップがガラス交換を行える場合(特殊なガラス等、選営会社 サービススタップが同等のガラスを用意できない場合は、ガラス交換サービスの対象 Nとなります)

rxc-4/xs p / 7、駆付サービスで作業を行った際に運営会社が必要と判断した場合、運営会社から当 社とその他関係各社へ運営会社所定の方法で作業内容等を報告します。また、報告の なめ現場写真を撮らせていただくことがあります。 第16名/3相関数と

116条(利用料金) 利用者は、駆付サービスを有効期間内において24時間365日専用のフリーダイヤ にて、無料で聞い合かせができるものとします。但、利用規約第15条第1項の場合 、同条第3項(1)に記載する時間を超過したときの作業代金、同条同項(2)及で(3) が新サーブ等してから時間を経過であった。その語名と呼ばかを集せると

ェッ。 D請求は利用者及びサービス対象者に対して行います。但し、利 背及びサービス対象者が支払いを拒否する、又は、支払いが出来ない状況にある場 には、運営会社は、その請求を利用者のサービス対象物件賃貸借契約上の契約関係

名、無力・ビスを受けた後に、二次駆付が必要となった場合、利用者は賃貸人又は賃貸代工人(当人)の本部を得た上で、別語者料作業料金・部品代)で置加されて一人なた領することができます。 本、選合会社は、利用者は今の請求業務を、運動会社の指定する第二者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

第17条(除外事項) 次の場合は、駆付サービスの対象外とします (1)建物共有設備におけるトラブル事案の場

(2)午後9時以降午前9時までの時間帯における破綻による開錠の場合 (3)サービス対象物件以外の住宅の作業の場合

(4)利用者が、利用者排列等に違反した場合 (5)利用者及びサービス対象者の故意及び重過失し起因するトラブル事業の場合 (6)風災や火災などの自然災害、悪天候、気温の上丼低下を原因とする事象を含む)、 暴動等に起因する場合 (7)その他、温度な社が小遇切と判断した場合

第3章 生活相談ダイヤル

新10米(1日が) 生活相談グイヤルは、利用者(第3章において「サービス対象者」を含む)の様々なトラブ ルに関して、必要な手帳者の案内や、専門家、行政機関、消費者保護団体等の報介など、 利用者に対し、情報を提供し、利用者のトラブルの解決をサポートするものとします。 第19条(利用資格)

** ロッキ・ペリカー は、利用者及びサービス対象者に限り利用できるものとします。 第20条(利用方法)

第20条 (利用方法) 利用者は、利用規約等に記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活相談 ダイヤルを利用するものとします。利用者専用カスタマーセンターの受付時間は24時間 間年中無休とします。但し、生活相談ダイヤルの提供時間はサービスの種類により異な

第21条(サービス内容)
1. 利用者から専用フリーダイヤルにて同合せがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トランル解決のサポートを行うものとします。
(1)トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内。
(2)その他、トラブル解決のサポートのためと要と時間
(3)その他、トラブル解決のサポートのためと要との情報

2 健康、医療経過期間して、は 健康、医療・73条 円鬼・ソンタルなどのご相談について
保健指導の延囲でアドバイスを行うものであり、診療・医療行為ではありません。病院
情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
3、以下の事項に関しては、サービスの対象がとします。
(1)恋愛・信仰など、持律的な価値観である事項。
(2)活合や性会通念に戻する事項。
(3)その他、情報性が悪くは関注と認めたれる事項
(4)その他、選索会社が対象がとい間にど本項
第22条(生活組修が業人く関係と認めている事項。
(4)その他、選索会社が対象がとい間にど本項

4)その他、連當会社が対象外と判断した事項 822条(生活相談タイヤルをこ利用いただく際のご注意) - 利用者は、本サービス有効期間内において、1年間に3回まで問合せを行うことがで

きます。 2. 生活相談ダイヤルによる情報提供後の下記の費用については、利用者の負担にな

ソホリ。 (1)書類由請等にかかる曹用等

弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等 その他、紛争解決のために発生する費用等

第23条(免責) 1.生活相談ダイヤルから提供した情報は、利用者がトラブルを解決するための一手段 であり、利用者に強制するものではなく、情報の利用についての責任は、利用者本人に

帰属するものとします。 2. 運営会社は、生活相談ダイヤルからの情報に基づき、利用者又は第三者に発生 た損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)及びサービスを利用 できなかったことにより、利用者又は第三者に発生した損害について、故意又は重大な 適失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第4章 生活便利サービス

第24条(目的) 生活便利サービスは、利用者(第4章において「サービス対象者」を含む)の暮らしに役立つサービスの提供を目的とします。

业・ジリーでよいが全日がいては、 銀石を条件削削機能 生活機材サービスは、利用者及びサービス対象者に限り利用できるものとします。 第26条(利用力が) 利用者は、利用規約等に記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活 サービスを利用するものとします、利用者奪用カスタマーセンターの受付時間は 第26条(利用万法) 利用者は、利用規約等に記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活便利 サービスを利用するものとします。利用者専用カスタマーセンターの受付時間は24時 間年中無休とします。但し、生活便利サービスの提供時間はサービスの種類により異な

や別か自は、以下の行為を行ってはならないものとします。 (1)生活便利サービスを営利目的で利用する行為、生活便利サービスを通じて営利を 得る目的の行為

(2)利用規約等を逸脱する行為及びそれに類する行為 (3)生活便利サービスに係わる個 1.3±1 四年を加工

(2人対所政等や区域でありかける人びでくれ、対すの付金)
(3人生活後野ナービスに係わる個人・法人、団体が保育する常作権、財産権、その他の 様料を提高する場合、人は保存を指していません。
(5)生活後野ナービスに係わる個人・法人・団体に不材益又は損害を与える行為、又は今よる必がある行為
(6)政治・選挙・崇勢活動、区個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
(7)契果。反対金が行る金さなが長の様にする行為、又はそれに関連する行為
(8)法律に当戻する行為となるを動か一切と、それに関連する行為
(8)法律に当戻する行為となるを動か一切と、それに関連する行為
(8)法律に当戻する行為となるの数けのある行為
(6)法律に当戻する行為となるの数けのある行為
(6)法律に当戻する行為となるの数けのある行為
(6)法律に当戻する行為となるの数けのある行為

(9) その他、生活便利サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される「

と刊記してもの1738 第28条(提供の拒否) 以下の事由に該当した場合、運営会社は生活便利サービスの提供を拒否することがで

3000とします。)利用者が、利用規約等に違反した場合

#25%(问起所決) 利用者は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担にお

第5章 自転車修理補助金サービス

を(サービス内容) ビス有効期間中に利用者(第5章において「サービス対象者」を含む)所有の自 ネターこへ有効が同時でいか用も「原本・ルイン(リアーこへ対象を目とさい)用や2日 基本が複雑し利力が修理費用を支払った場合、お削度に従って自転車を設建制のサ サービスとして修理補助金を給付する制度です。なお、給付金額は第33条第1項(1) 記載の自転車修理専門店の発行した領収書の金額又は2,000円のいずれか低い金額とします。

級とします。 第31条(自由車等は補助金給付条件) 自由車等理想的金(以下「補助金上い」)給付の条件は以下の通りです。但し、本サー とス加入期間が1年末週の場合は総付の対象にはなりません。また、補助金は、次の全 での要件を添たしている場合に即り続けされます。 (1)利用名自身の所有自由車を、自由車等項専門国にで移理したこと(利用者自身が修 理した場合は給付款条とする) (2)自転車等理専門国に修理を指導で開始。 (2)自転車等理専門国に修理を指導である。

(3)補助金労産税額所は、タイヤ、銀、チェーンに限る (4)補助金の支払いは、本サービス有効期間の間「回の利用に限る(2回目以降は対象外) (5)選客会分が更いと削すべき合理的な理由があること 第32条(除外事由)

第32米(RF) F争田/ 次の各号の、いずれかに該当する場合は、補助金は給付されません。 (1)利用者の所有ではない自転車の修理

)盗難被害)戦争その他の変乱による破損被害

(4)地震・噴火・風水雪災害、その他の天災の影響のもとでの破損被害 (5)核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性

の発生の影響のもとでの破損被害 (6)前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破損被害

(6)前号以外の競替網照得以は針能売品による破損被害 (7)強量が無かた場合 (3)自転車修理専門店が発行した領収書の日付の翌日から適営会社5営業日以内に遷 営会が利用着が、利用財勢中に返反した場合 (10)利用者が、政歌に自ら事故を起こした場合 (11)利用者が、政歌に自ら事故を起こした場合 (11)その他、選を出かが高地に判断すべき合理的な理由かある場合 第33条(機能会議のの受付ので支払い

第33条(補助金請求の受付及び支払い) 利用指は自転車球専門信が発行し、領収書の日付の翌日から運営会社5営業日以 内に以下の各項の事項を運営会社に報告し、同範収書の日付の翌日から運営会社7営 業日以内に運営会社所定の申請審を提出しなければいけません。また、運営会社は、補 助金請求の受付業務及び運営会社が必要と判断した調査業務を行います。

(1)運営会社の補助金申請受付時の確認事項 ①住所、氏名、電話番号、性別

②修理が必要となった日時と詳細な状況 ③自転車修理専門店が発行した領収書

(2)運営会社に対して補助金請求を行う場合、利用者は次の資料を添付しなければい

運営会計所定の自転車係理補助会申請書

2.00年末年以内の同時の大学の日本的の17年 19月間名大人名後の金融機関口護者等の情報 7.4円含え入名後の金融機関口護者等の情報 7.4円。温客されが必要に認める類別 (3)適害を北が必要に認める類別 (3)適害を北が、自転車等温機関金サービスの対象修理であると判断したときは、適當 後継北は利用名人名優の金融機関の出流置会ま北が申請を受理した月の翌月末末で

第6章 再入居費用サポートサービス

14条(サービス内容) ナービス有効期間中にサービス対象物件で侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件: 侵入盗難被害にあった日から3ヶ月以内に転居する場合、本制度に従って再入居費用と して、利用者又はサービス対象者いずれかに対し見舞金10万円を給付する制度です。

して、利用者又はサービス対象者いずれかに対し児費金(1の戸路給付する制度です。 第35条(用人屋房船付条件) 本制度において、再入屋房用(以下)見費金(という)給付の条件は、以下の造りです。 度は、次の全ての要件を満たしている場合に限り場付される制度です。 (リサービス対象機件と対する第三者による侵入温度維力を比し3ヶ月以内に当該物 件の引起と完子し、日つ、他の転居先の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に 来了していること。

) 侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完

エード・フレーのこと (3) 私居外の再人開始性が、運営会社指定の不動産会社の仲介・軽複であること (4) 発養の支払いは、ホケービス有効期間の間・国の利用に限る(2回目以降は対象外) (5) 連貫会社が適切と判断すべき合理的な理由があること 第3の条(後外半周)

(3)対面水柱の海ツ(4-min) やっちがかい場面がかいした ※30条係(約や増加 次の条の、いず力がに該当する場合は、見難盒は給付されません。 (1)利用者(前傷電にあいてげサービス対象者)を含む)の不在中に施配されていなかっ た場合の役人高難被害。及び利用者の対象では、2000年 用者の対象庁局や利用者の調整では、2000年 (2)室外ペランダにおける盗難被害 (3)利用者の対用者の間を、制態、使用人、止宿人、監守人、その他、サービス対象 物件に出入りすることが可能な者が加出した行為による役人盗難被害 が特に出入りすることが可能な者が加出した行為による役人盗難被害 (4)利用者及び利用者の間尾、刺髪、使用人、止宿人、監守人、その他サービス対象 物件に出入りずることが可能な者が応生や中の役人盗難被害 (6)対象、無外、黒火雪火馬・その他の天災の影響のもどでの役人盗難被害 (6)対象、順火、黒火雪火馬・その他の天災の影響のもどでの役人盗難被害

ハンルロボッガム、ルルカッド、ホーマルロリンズツル影響の形ででの使ん盗難被害 (7) 核燃料物質には燃料物質に決された物の放射性、爆発性その他有害な特性 の発生の影響のもとでの使ん盗難被害 (8) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染による使入盗難被害 (9) 盗難の確素が振かった場合

10)警察に速やかに届出をしていない場合 11)侵入盗難被害が発生した日から数えて運営会社6営業日以上、運営会社に報告し

;かった場合 12)転居先の再入居住宅物件の「仲介・斡旋不動産業者」が運営会社指定の不動産

会社以外の場合 (13)利用者が、利用規約等に違反した場合 (14)その他、運客を社が不確切と判断すべき合理的な理由がある場合 第37条に発電を減か受けるが支払り 利用者は事故が発生した場合、運営会社55業目以内に以下の各項の事項を運営会社 に報告し、運営会社所定の開発したがは以りません。また、運営会社は、見算金請 水の受付機長及び後人運動対象等者の調業業務を行いまた。運営会社は、見算金請 水の受付機長及び後人運動対象等者の調業業務を行います。

水の文竹来堺及びで入金輝対象事故の前室 (1)運営会社の事故報告受付時の確認事項 ①住所、氏名、電話番号、性別 ②被害発生の日時と詳細な状況 ③公的機関が発行する事故証明書の有無

(2)運営会社に対して見舞金請求を行う場合、利用者は次の資料を添付しなければいけません。 ①警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故受理番号

運営会社所定の事故発生報告書盗難に遭った家財等の被害額を証する書類被害状況現場の写真

第7章 快適サービス利用規約

90億高大以採場の半異 多利用者の水人名画の金融機関口座番号等の情報 ②転居先の賃賃借契約書の学し ①子の他、温度会社が必要と認める電類 ③運営会社が、用度費用サポートサービスの対象事故であると判断したときは、選 営会社は利用者本人名義の金融機関口座に選営会社が申請を受理した月の翌月末ま で1世報会をお迎入記録 まず。

B38余(日的) #高サービスは、利用者(第7章において「サービス対象者 | 歩合む)の墓らしに役立つ

次館リーとAは、例的格(M / Mu. AU (1) プーとAN 原名 は含む の参りにいた エン・ 第30条 (ウーとス内容) 第30条 (ウーとス内容) 投資サービスは 提供会社による商品の斡旋・販売または各種サービスの利用の手配、 取次、銀介、特売及ひサービス利用のツールの提供を内容とします。 那中以来(州田城都) 快適サービスは、利用者又は利用者の二親等以内の親族に限り利用できるものとし、 利用場に利用者又は利用者の二親等以内の親族と同年する場合には原則としてその 同伴者にも同席件が適用されます。但し、快適サービスの提供条件は、制限される場合 もあります。

第41条(利用方法・時間) 利用指は、本利用的な分で、 がしています。また利用についてはホームページへの ログインおよびアウント作成が必要ながます。たまで上ての利用者番目がマ マーセンターの受付時間は、10割から18場までとし、年末年始は休果との計ます。ホーム ベージからの受付は24間間中半時と比ます。減利用がまはメニューによって異な ムページからの受付は24間間中半時と比ます。減利用がまはメニューによって異な

ムページからの受付は24時間停中無休とします。尚、利用方法はメニューによって異な をものとします。 第42条(内田の変 中止) 快速サービスは、目的の旅行に必要な場合、または経済情勢の変動等のやむを得な い事前が生した場合は、利用者の落盛または利用者への事前追加なく内容を変更 し、快速サービスの提供の一部以上を総かせ止でるものとします。また以下の場合 は快速サービスの提供を伸写ることができるものとします。 (1)回文、火火、水土 速車 報告 組 (2)システム 加書 特理 (2)システム 加書 特理 (3)本サービスル係わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検

(4) その他予測できない事態 第43条(禁止行為)

無45条(崇上行為) 利用者は、以下の行為を行ってはならないものとします。 (1)検達サービスを<table-row>利目的で利用する行為、快速サービスを通して営利を得る目的の行為 (2)ホームページに記載されている内容を超える快速サービスの提供を求める行為、ま たは太利用規則を造散する行為なりぞれに類する行為

パース・インス (19 大道) 一点 (19 大道) (

与える恐れのある行為 (6)政治・選挙・実務活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為 (7)別罪、反社会的行為を含む公序単係に反する行為、またはそれに関連する行為 (8)法律に温度する行為または違反の恐れのある行為 (9)子の他、代達サービス利用の一般的なマナーやモラルを楽しく逸脱し、不適切と判

(9)その他、快潮アービス和用ルー取出944×1 第44条(提供の指否) 第44条(提供の指否) 以下の事由に該当した場合、快楽サービスの提供を指否することができるものとします。 (1)利用表が無効果は当成も行っと、イージの利利上の注意 「等に違反した場合 (3)運営会社が利用者として不適切と判断した場合 第45条(開展形) 利田来に提供会社が過失。義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担に、

(3)対菌を経び利用会といて物域と特別の定金 報名を、限期解という物は、というないでは、 利用者は、提供会社の選先、義務不履行により損害を受けた場合。自らの責任と負担に いて接続会社の間で問題解決にあたるものとし、遺密会社は一切責任を見いません。 第46条(免責) 運営会社は、遺密会社の責に帰さない事由により生した損害については、その責を免 れるものとします。適密会社は、遺密会社の責めに関すべき事由により生した損害につ いでも、本利用規則をたはホームペープのごそ利用との違い違反を、利用者を に関すべき事由により生した損害等については、その責めを免れるものとします。また。 利用者が快速やて入利用の滞、底法・スパ、援寄電法・ハフィーグターネットが、 ブリンタなどの機能や錯誤定が追応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動 作裁条や利用者側の等らかる不見なしまって、快速サービスが正しく機能しない場合、 運営会社はその責めを免れるものとします。



サービス販売: ハッピーハウス株式会社

〒812-0018 福岡市博多区住吉4丁目3番2号

TEL 092-483-0360 FAX 092-260-8327



〒810-0022 福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル6F TEL 092-532-4010 FAX 092-532-4011

運営会社:株式会社 シード・コーポレーション